

「専従の役員・労働者等が存在しない法人等」 に係る統計上の扱いについて

平成29年10月12日

総務省政策統括官（統計基準担当）



総務省

「専従の役員・労働者等が存在しない法人等」に係る統計上の扱いについて

1 現状の整理

- 専従の役員・労働者等が存在しない法人(以下「ペーパーカンパニー」という。)は「法人」であることから、経済センサスー活動調査では、概念上、「企業等」(＝会社法人、個人経営事業所)として捕捉対象となるものである。
- 一方、産業分類で定める「事業所」については、経済活動の場所的単位であって、原則として「財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われているもの」などと定義されている。
※ ただし、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上個人タクシーなどいくつかの場合の扱いが明記されるところと、**「そのほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。」**とされている。
- このように、「企業等」と「事業所」は、別である。
- さらに、例えば、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業に対する確認の取組のように、「企業等」として「ペーパーカンパニー」をよりの確に捉えるための対応も進められていると承知している。
- なお、これまでのWGの議論等で指摘されていた、産業分類上の「事業所」における「人及び設備を有し」の要件を改めることは、自動販売機を「事業所」に含むといった「ペーパーカンパニー」以外の課題があるため、慎重に対応すべきと考える。
ただし、ペーパーカンパニーと「事業所」との関係については、公的統計の統一性を確保する観点から、様々な統計調査における「ペーパーカンパニー」の把握可能性を前提とした上で、「ペーパーカンパニー」を「事業所」に含み得ることを明確にする対応として、「個人タクシー」などに倣い、事業所の便宜上の取り扱いの例示の一つとすることが考えられる。

2 対応(案)

専従の役員・労働者等が存在しない法人等の取り扱いについて、各種統計調査において「企業」として的確に捉える取組と併せ、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業に対する確認結果や経済センサスなど各種統計調査の状況などを踏まえ、それらの法人に係る事業所を便宜上の扱いとして産業分類に明記するなど平成35年度までの同分類次期改定に向けて検討を進める。

【参考：「統計改革推進会議 最終取りまとめ」(平成29年5月)抜粋】

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

(3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

② SUT体系に移行するための基盤整備

・総務省は、(略)2023年度までに、(略)生産技術の類似性による基準に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた産業分類の見直しを行う。

(参考)産業分類 一般原則より抜粋

第2項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

(中略)

しかし、経済活動の行われる様態は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない行商や個人タクシー等の場合は、本人の住居を事業所とする。
:
- (3) いずれの事業所にも属さず、住宅でテレワーク等に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。
:
- (10) そのほか、事業所の有無を確認することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。

(以下、略)

第5項 分類の適用単位

本分類を適用する単位は、一事業所ごとである。

なお、個人に本分類を適用する場合は、個人の属する事業所を単位とする。また、事業所及び個人以外、例えば企業等(※)に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする。

(※政策統括官室注)

事業・活動を行う法人(外国の会社を除く。)及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となる。(平成26年経済センサス基礎調査の「用語の解説」より)